

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	国民健康保険資格・賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、国民健康保険資格・賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険資格・賦課に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

越谷市長

公表日

令和5年12月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険資格・賦課に関する事務
②事務の概要	<p>平成30年4月1日施行の国民健康保険法(昭和33年法律第19号。以下「国保法」という。)第4条第3項の事項に係る越谷市が行う国民健康保険の事務のうち、国民健康保険被保険者(以下「国保被保険者」という。)の資格管理に関する事務、地方税法(昭和25年法律第226号)第703条の4の規定により定める越谷市国民健康保険税条例(昭和30年条例第33号)に基づき課する国民健康保険税(国保法第76条第1項ただし書きに規定する国民健康保険税。以下「国保税」という。)の賦課徴収(収納管理及び滞納処分関係を除く。)に関する事務並びに情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・提供に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>1 国保被保険者の資格管理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none">・市民からの異動届出等により、資格情報を管理する・関係機関等から資格に関する必要な情報を入手し、資格情報の適正化を図る・埼玉県国民健康保険被保険者証・高齢受給者証の管理・居所不明被保険者の調査及び管理・住所地特例者の管理・次期国保総合システムおよび国保情報集約システムにより、埼玉県国民健康保険団体連合会と被保険者異動情報を連携する <p>2 国保税の賦課徴収に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none">・市町村住民税担当課等より所得情報を入手し、所得情報を管理する・市民からの届出により所得情報を確認する(簡易申告)・国保税の賦課決定・更正事務(普通徴収・特別徴収)・居所不明納税義務者の調査及び管理 <p>3 情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・提供に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none">・情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会・提供事務を行うため、個人情報対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。 <p>4 オンライン資格確認に係る事務</p> <p>オンライン資格確認とは、医療保険資格情報を個人単位化し、国保連合会または社会保険診療報酬支払基金へ一元管理を委託するとともに、医療機関等がオンラインで資格確認等を行うことができる仕組みのこと。これを実施するために以下の事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務2. 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、税宛名システム、個人住民税システム、収滞納管理システム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格・賦課管理ファイル	
3. 個人番号の利用	

<p>法令上の根拠</p>	<p>○番号法 第9条第1項 別表第一の16及び30の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条及び第24条</p> <p><オンライン資格確認に係る業務></p> <p>○番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30</p> <p>○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
<p>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p>	
<p>①実施の有無</p>	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
<p>②法令上の根拠</p>	<p>○番号法 第19条第8号、9号及び別表第二のうち以下の項 【別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106) 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45</p> <p><オンライン資格確認に係る業務></p> <p>○番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等)</p> <p>○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>保健医療部国保年金課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>—</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>越谷市総務部総務課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>越谷市保健医療部国保年金課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9146</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査	[<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部国民健康保険課	保健医療部国民健康保険課	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	越谷市総務部文書法規課情報公開センター 住所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話：048-963-9136	越谷市総務部総務課 住所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話：048-963-9136	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ 連絡先	越谷市福祉部国民健康保険課 住所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話：048-963-9146	越谷市保健医療部国民健康保険課 住所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話：048-963-9146	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成29年4月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 資格管理に関する事務 ・市民からの異動届出により、資格情報を管理する ・関係機関等から資格の取得・喪失に必要な情報を入手し、資格情報を管理する ・被保険者証・高齢受給者証の管理 ・居所不明者調査の管理 ・住所地特例者の管理 ・埼玉県国民健康保険団体連合会に資格情報を提供	1 資格管理に関する事務 ・市民からの異動届出により、資格情報を管理する ・関係機関等から資格の取得・喪失に必要な情報を入手し、資格情報を管理する ・被保険者証・高齢受給者証の管理 ・居所不明者調査の管理 ・住所地特例者の管理 ・次期国保総合システムおよび国保情報集約システムにより、被保険者異動情報を連携する	事前	新システム導入による修正
平成29年4月17日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、8号及び別表第二以下の項 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、27、33、39、42、58、62、80、87、93) (別表第二における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45	番号法第19条第7号、8号及び別表第二のうち以下の項 【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、42、46、62、80、87、88、93、97、106、109、120) 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45	事前	根拠法令の見直しによる修正
平成29年4月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム	国民健康保険システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、税宛名システム、個人住民税システム、収納管理システム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事前	使用システムの見直しおよび新システム導入による修正
平成29年3月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	30万人以上 平成27年4月1日時点	10万人以上30万人未満 平成28年10月1日時点	事後	対象人数の見直しによる修正
平成29年3月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年12月15日時点	事後	取扱者数の見直しによる修正
平成29年3月15日	III しいき値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる。	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる。	事後	しいき値判断の見直しによる修正
平成29年6月29日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	竹内 克行	永瀬 一広	事後	人事異動に伴う所属長の変更
平成30年6月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「国民健康保険法(昭和33年法律第19号)」(以下「国保法」という。) 第3条に定める市町村国民健康保険の運営に係る事務のうち、被保険者の資格管理及び「地方税法(昭和25年法律第226号)」(以下「地方税法」という。) 第703条の4の規定により定められた「越谷市国民健康保険条例(昭和30年条例第33号)」に基づき課する国民健康保険税(国保法第76条第1項ただし書きに規定する国民健康保険税)の賦課徴収(収納管理及び滞納処分関係を除く。) に関する事務において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。) の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。	平成30年4月1日施行の国民健康保険法(昭和33年法律第19号。以下「国保法」という。) 第4条第3項の事項に係る越谷市が行う国民健康保険の事務のうち、国民健康保険被保険者(以下「国保被保険者」という。) の資格管理に関する事務、地方税法(昭和25年法律第226号)第703条の4の規定により定める越谷市国民健康保険条例(昭和30年条例第33号)に基づき課する国民健康保険税(国保法第76条第1項ただし書きに規定する国民健康保険税。以下「国保税」という。) の賦課徴収(収納管理及び滞納処分関係を除く。) に関する事務並びに情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・提供に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。	事前	国保制度改革等による文言の整理
平成30年6月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 資格管理に関する事務 ・市民からの異動届出により、資格情報を管理する ・関係機関等から資格の取得・喪失に必要な情報を入手し、資格情報を管理する ・被保険者証・高齢受給者証の管理 ・居所不明者調査の管理 ・住所地特例者の管理 ・次期国保総合システムおよび国保情報集約システムにより、被保険者異動情報を連携する	1 国保被保険者の資格管理に関する事務 ・市民からの異動届出等により、資格情報を管理する ・関係機関等から資格に関する必要な情報を入手し、資格情報の適正化を図る ・埼玉県国民健康保険被保険者証・高齢受給者証の管理 ・居所不明被保険者の調査及び管理 ・住所地特例者の管理 ・次期国保総合システムおよび国保情報集約システムにより、埼玉県国民健康保険団体連合会と被保険者異動情報を連携する	事前	国保制度改革等による文言の整理
平成30年6月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	2 国民健康保険税の賦課徴収事務 ・市民からの届出により所得情報を確認する(簡易申告) ・国保税の決定・更正事務(普通徴収・特別徴収) ・居所不明納税義務者調査の管理	2 国保税の賦課徴収に関する事務 ・市町村住民税担当課等より所得情報を入手し、所得情報を管理する ・市民からの届出により所得情報を確認する(簡易申告) ・国保税の賦課決定・更正事務(普通徴収・特別徴収) ・居所不明納税義務者の調査及び管理	事後	内容の見直しによる文言の整理
平成30年6月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	3 情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・提供事務	3 情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・提供に関する事務	事後	内容の見直しによる文言の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月5日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、8号及び別表第二のうち以下の項 【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45	番号法第19条第7号、8号及び別表第二のうち以下の項 【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45	事前	平成30年度からの情報連携開始予定、主務省令の確定による追加
平成30年6月5日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日時点	平成30年1月1日時点	事前	しきい値の再判断による修正
平成30年6月5日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年12月15日時点	平成30年1月1日時点	事前	しきい値の再判断による修正
平成30年6月5日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16及び30の項	○番号法 第9条第1項 別表第一の16及び30の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条及び第24条	事後	法令上の根拠(主務省令)の追記
平成30年6月5日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、8号及び別表第二のうち以下の項 【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45	○番号法第19条第7号、8号及び別表第二のうち以下の項 【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2	事後	法令上の根拠(主務省令)の追記
令和2年3月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	平成30年4月1日施行の国民健康保険法(昭和33年法律第19号。以下「国保法」という。)第4条第3項の事項に係る越谷市が行う国民健康保険の事務のうち、国民健康保険被保険者(以下「国保被保険者」という。)の資格管理に関する事務、地方税法(昭和25年法律第226号)第703条の4の規定により定める越谷市国民健康保険税条例(昭和30年条例第33号)に基づき課する国民健康保険税(国保法第76条第1項ただし書きに規定する国民健康保険税。以下「国保税」という。)の賦課徴収(収納管理及び滞納処分関係を除く。)に関する事務並びに情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・提供に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。	(変更前の記載と同文のため前略) また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたこと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるものです(重要な変更該当)。
令和2年3月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	4 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるものです(重要な変更該当)。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法 第9条第1項 別表第一の16及び30の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条及び第24条	○番号法 第9条第1項 別表第一の16及び30の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条及び第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ○番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	法令上の根拠(主務省令)の追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号、8号及び別表第二のうち以下の項 【別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2	○番号法 第19条第7号、8号及び別表第二のうち以下の項 【別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 <オンライン資格確認の準備業務> ○番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	法令上の根拠(主務省令)の追記
令和2年3月24日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	しきい値の再判断による修正
令和2年3月24日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	しきい値の再判断による修正
令和2年3月24日	IVリスク対策 8. 監査	[○] 内部監査	[] 内部監査	事後	内容の見直しによる文言の整理
令和3年11月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健医療部国民健康保険課	保健医療部国保年金課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	越谷市保健医療部国民健康保険課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9146	越谷市保健医療部国保年金課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9146	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第19条第7号、8号及び別表第二のうち以下の項	第19条第8号、9号及び別表第二のうち以下の項	事後	番号利用法第19条の改正による号の繰り下げ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	4 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報等を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	4 オンライン資格確認に係る事務 オンライン資格確認とは、医療保険資格情報を個人単位化し、国保連合会または社会保険診療報酬支払基金へ一元管理を委託するとともに、医療機関等がオンラインで資格確認等を行うことができる仕組みのこと。これを実施するために以下の事務を行う。 1. 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 2. 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務	事後	オンライン資格確認の運用が開始したことによる軽微な修正
令和4年9月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<オンライン資格確認の準備業務>	<オンライン資格確認に係る事務>	事後	オンライン資格確認の運用が開始したことによる軽微な修正
令和4年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法 第19条第8号、9号及び別表第二のうち以下の項 【別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2	○番号法 第19条第8号、9号及び別表第二のうち以下の項 【別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106) 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条	事後	内容の見直しによる条項の整理
令和4年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<オンライン資格確認の準備業務> ○番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)	<オンライン資格確認に係る事務> ○番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等)	事後	オンライン資格確認の運用が開始したことによる軽微な修正
令和5年12月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、税宛名システム、個人住民税システム、取滞納管理システム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	国民健康保険システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、税宛名システム、個人住民税システム、取滞納管理システム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	内容の見直しに伴い修正
令和5年12月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法 第19条第8号、9号及び別表第二のうち以下の項 【別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106) 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 <オンライン資格確認に係る業務> ○番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	○番号法 第19条第8号、9号及び別表第二のうち以下の項 【別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106) 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45 <オンライン資格確認に係る業務> ○番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	国テンプレートに表記を合わせたことによる軽微な修正